

生野人工芝グランド使用規定

(設置)

第1条 地域同胞・青年たちの文化活動・スポーツを通じた「憩いの場」として快い環境を継続提供し、国籍・民族に関係なく地域住民との「触れ合いの場」としての役割を担い、同胞社会と歴史ある民族教育への関心を寄せて頂く契機となり、ウリ学校の明るい未来づくりへ大きく寄与してくれることを目指して、生野人工芝グランド（以下「人工芝グランド」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 人工芝グランドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 生野人工芝グランド

位置 大阪市生野区巽西3丁目14番16号

(管理)

第3条 人工芝グランドは、生野人工芝グランド管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(開放日及び開放時間)

第3条の2 人工芝グランドの開放日及び開放時間は、次のとおりとする。ただし、学校関係行事に支障がないものとする。また、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開放日 月曜日～日曜日

(2) 開放時間 月曜日から土曜日：18時～22時 日曜日及び祝日：9時～22時

(使用の許可)

第4条 人工芝グランドの施設を使用する者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

2 委員会は、使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、人工芝グランドの施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 人工芝グランドの施設、附属設備その他器具備品等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めるとき。

(寄付金)

第6条 第4条の規定により、人工芝グラウンドの施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）には、人工芝グラウンドの継続維持の為に寄付金の納入を委員会より依頼する。

2 寄付金は、使用者の任意により使用日の1週間前まで納入するものとする。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、人工芝グラウンドの施設を使用目的以外の目的に使用し、又は使用する権利の全部若しくは一部を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この規定に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 学校運営のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により、使用許可を取り消し、又は変更したことにより使用者が損害を受けることがあっても、委員会は、その責任を負わない。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、人工芝グラウンドの施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は変更されたときも同様とする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、使用中に人工芝グラウンドの施設、附属設備その他器具備品等をき損し、又は滅失した場合において前条の規定に基づく原状回復ができないときは、委員会の認定に基づき、損害額を賠償しなければならない。

(寄付金の還付)

第11条 既に納入された寄付金は還付しない。ただし、委員会が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用決定)

第12条 使用決定については次の各号の手順により人工芝グラウンド施設の使用を許可する。

- (1) 学校関係行事による翌年度の年間使用予定を調整会議（3月）までに決定します。
- (2) 平日年間使用団体による年間使用予定を調整会議（3月）までに決定します。
- (3) 抽選申込は3月、6月、9月、12月の1日～5日の間に3カ月間の申請を受け付けます。
- (4) 抽選後の空き利用申込は使用日の当月から申し込みを受け付けます。

(申込方法)

第 13 条 所定の申請書に必要事項を記入の上、メールまたは FAX にて事務局までお申し込みください。

(申込先)

第 14 条 人工芝グランド申込先は、次のとおりとする。

住所：大阪市生野区巽西 3 丁目 14 番 16 号

生野人工芝グランド管理委員会 事務局

TEL：06-6758-0848 FAX：06-6758-0849

E-mail：ikuno.green@gmail.com

(寄付金納入先)

第 15 条 寄付金の納入先は、次のとおりとする。

ミレ信用組合 巽支店

普通預金 1209483

生野人工芝グランド管理委員会（イクノジンコウシバグランドカンリイインカイ）

(グランド利用に対する寄付金)

第 16 条 グランド利用に対する寄付金の内容は、次のとおりとする。

施設利用に対する寄付金		高校生以下		大人	
		1面/1h	3面/1h	1面/1h	3面/1h
使用可能時間					
月～金	18：00～22：00	¥3,000	¥8,000	¥5,000	¥12,000
土・日・祝	18：00～22：00	¥4,000	¥10,000	¥6,000	¥14,000
日・祝	09：00～17：00	¥4,000	¥10,000	¥6,000	¥14,000

(施行期日)

1 この規定は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。